

告発連載ルポ

前回、自動車損害賠償責任（自賠責）保険は、被害者の救済を目的にしているのに、被害者に過失があったとして保険金がまったく支払われない例が多いことを紹介した。しかも死亡事故で、その割合が異常に高くなる。「死人に口なし」で、生き残った加害者に有利な判断を下す例が多いからだ。なぜ、そんなことがまかり通っているのか。保険金の支払額を決める自動車保険料率算定会（自算会）の内部マニュアルをもとに事故調査の実態に迫る。

こんな自賠責保険なら いらぬ②



ジャーナリスト
柳原三佳 やなぎはらみか

「事故で植物状態になっていた主人が亡くなってから二年がすぎました。でも、今のところ自賠責からは保険金はいっさいおりていません。加害者には事故の責任がまったくないので支払うことはできないというのです」
茨城県に住む主婦、山口のぞみさん（38）＝仮名＝は力なく語った。
運送業を営んでいた夫の徹さん（当時三十一歳）＝仮名＝が事故にあったのは一九九三年、冬の早朝だった。午前五時半、まだ暗いなかをいつものようにトラックに乗って出発。それからわずか五分後に事故は起こった。
信号機のある大きな交差点を通過しようとしたとき、右側から直進してきたトラックと衝突したのだ。徹さんのトラックの右側面が大破し、徹さんはその衝撃で車外に投げ出されて、重傷を負った。相手の運転手も車外へ投げ

出されたが、幸い軽傷だった。救急病院へ駆けつけたときのことを、のぞみさんはこう振り返る。
「主人の顔は、本人とわからないくらい大きく腫れていました。口に酸素マスク、体じゅうに機械がたくさん取り付けられていて、脳が完全につぶれていると聞かされたとき、私は、もう立っていることができませんでした」
交通事故はある日突然、平凡な家庭を破壊する。脳挫傷、肺挫傷という重傷を負った徹さんは、植物状態となった。しかし、眠っていても髪やひげやつめは普段と変わらず伸び続ける。のぞみさんは小学生の二人の子供を抱えながら、夫が生きていることだけを心の支えに病院通いを続けた。
三カ月後、自賠責の元請け保険会社から「自賠責保険金お支払い不能の通知書」というB5判の紙切れが一枚、送られてきた。「調査の結果、下記理由により、遺憾ながらご請求に応じかねることになりました」とあり、たった三行でこう説明されていた。
△〇〇（加害者）車は信号に従い交差点に進入したものであり、過失はないものと判断されました△
つまり、事故は徹さんの信号無視が原因で起こったもので、加害者は無責（過失がなく、賠償責任がない）であり、したがって自賠責の支払い対象で



女優のひび美ゆいさんと、軽トラックとの衝突事故で亡くなった長男の太一君（幼稚園児のころ）

太一君をはねた軽トラック

何を根拠に死んだ被害者に100%の過失 裁判でも報われぬ 遺族の無念

説明だけ。その結論に至るまでの経緯については、事故の調査を行った自動車保険料率算定会（自算会）や、その調査結果を受けて通知書を送った損害保険社が説明してくれるわけでもない。のぞみさんは毎日、自宅と病院を往復し、夫の介護に明け暮れた。病院からの請求は、国保を使っても毎月三十万円はかかる。六万三千円以上は高額医療で払い戻されるが、収入のまったく途絶えた状況で、毎日の暮らしを維持していくのは限界に近かった。

「事故が起こったとき、いったい信号が何色だったのか。事故の調査では、この点が非常に重要なんです。確認するのは難しい。とくに目撃者がいないときは、当事者の証言に頼るしかないわけですが、一方が亡くなったり、重傷を負ってしゃべれない場合には、はっきり言って、証言のできないほうが不利になるケースが多いですね」と、ある損害保険会社の調査担当者は語る。徹さんの事故でも、加害者のトラック運転手が、

「自賠責保険がどういうものか、そのときは何も知りませんでした。ただ、事故の後、主人は一言もしゃべれないので、加害者の言い分だけで事故が処理されているような気がしました。私は事故を見ていたわけではないし、何も反論することはできませんが、主人の信号が赤だったという証拠はどこにあるのでしょうか？」
しかし、手元にあるのはそっけない

「自分の信号は青だった」と供述しており、警察も、「山口徹さんが赤信号なのに交差点に進入したために起こった事故」として処理し、加害者は不起訴になった。当事者の一方の言い分だけで処理された事故には問題点が多い。本誌連載の「交通事故ホームズ」シリーズにも登場し、事故車両などの物証をもとに、数々の交通事故訴訟を逆転勝訴に導いてきた交通事故鑑定人の駒沢幹

也さんは、人の記憶や言葉だけをもちにした調査の危険性を日ごろから指摘している一人だ。

事故の瞬間を語る のは物的証拠だけ

「人間はだれにでも自己防衛本能があるから、とっさに自分に有利な嘘をつくことがある。交通事故のように利害の絡む場合は、当事者の証言だけを鵜呑みにして判断すると、大きな間違いを犯してしまうことが多い。」

私の場合、鑑定にあたっては、当事者や目撃者の証言なんて最初から切り捨てているよ。事故がどのような状況で起こったか、その瞬間を語るのには、現場に残されたタイヤのスリップ痕や油の軌跡、衝突の跡が残る事故車両といった物的証拠だけなんだ」

しかし、警察の調査に記された供述は、刑事処分だけでなく、民事の賠償問題においても威力を発揮する。後で詳しく述べるが、自賠責でも、ほとんどの場合、警察の作った調査書類が絶対的な判断材料になっている。年間百万件も処理する自賠責が、一つひとつの事故で事故車両などの検証まで独自に行うことなど不可能だからだ。

「警察の捜査を否定しはじめるときりがありませぬ。納得ができない場合

は、再審査請求をしていたらどうか、裁判ではつきりさせていたかどうか、ですね」（自算会関係者）

「世の中には私たちよりもっとつらい思いをしている方がたくさんいらっしゃるんです。一家の主が事故で亡くなって、それで自賠責保険がまったく支払われないなんて、そんなことが本当にあるんですか？」

そう驚くのは女優のひし美ゆり子さん(46)。かつてテレビの「ウルトラセブン」の女性警備隊員として活躍し、今年二月にエッセー集『セブン セブン セブン』を出した彼女も、交通事故遺族の一人である。

九一年十一月、中学三年だった長男の太一君を交通事故で失った。自賠責で交差点の横断歩道を渡るうとした太一君は、右側からきた軽トラックと衝突。その衝撃で交差点の中央へ飛ばされ、運悪くそこを通った別の車の下敷きになったのだ。

太一君は意識を回復しないまま、翌日、脳挫傷で死亡した。警察の調べでは、事故の原因は太一君の信号無視とされた。軽トラックの運転手が、「自賠責車が、信号が青に変わる間際の赤信号で横断した」と証言したことが大きかった。

運転手は不起訴になった。自賠責保

険でも太一君の過失のほうが重いと判断され、死亡保険金は当時の上限である二千五百万円から三〇％減額されて支払われた。冒頭の山口徹さんのように、加害者が「無責」と判断されると保険金はいっさい支払われないが、被害者に重大な過失（おおむね七〇％以上）があると判断された場合は、「重過失による減額」という処理が行われるのだ。

減額の割合は一律ではない。死亡や後遺症が残る事故の場合は、被害者の過失の割合によって、二〇％、三〇％、五〇％の三段階がある。太一君の場合も、この「重過失による三〇％の減額」と処理されたわけだ。一方、後遺症の残らない傷害事故や、死亡に至るまでの傷害については、最高でも二〇％の減額のみと決められている。ひし美さんは、ほかの目撃証言なども集めた結果、太一君に重過失があったという判断に納得がいかず、現在、裁判で争っている。

それにしても、そもそも交通事故でどちらにどの程度の責任があるという判断は、自賠責の場合、何を基準に行われているのだろうか。

ここに、自算会が作った自賠責の支払いマニュアルともいえる「自動車損害賠償責任保険 損害調査関係規定集」という内部文書がある。B5判の

重過失や無責の判断基準については「稟議等」という項目に載っていた。さすがに、こうした被害者に不利になる事案の判断は、上部の地区本部事務所の確認もとる必要があるらしく、

「再審査請求・不服審査請求を行い、その回答・指示を求める」と記されている。

そして、肝心の加害者の過失の有無については、加害者が①被害者の行動を予見することができた②事故を回避できる可能性があったか、の二点の立証いかんにかかっており、この観点に立って「具体的な調査」を行うとしている。

さて問題は、その「具体的な調査」方法だ。マニュアルでは「留意事項」としてこう指摘している。

「調査は警察署または検察庁へ出向いて行う。この場合、あらかじめ加害者に照会し、事故の詳細、意見などを求め、加・被両者の主張、相違点を把握のうえ、これを参考として事故状況調査書、事故発生状況図の所要項目に即して事故状況を確認する」

そして、警察などでの調査が不能、あるいは不十分な場合で、加害者と被害者の主張が食い違う場合には、

「それぞれ相手側の主張事実に対する意見を求める」

「重大事故の場合は、現場へ行って写真撮影するが、正直に言って、何日もたつた後の写真を撮ったからといって何がわかるというものでもない。実際は警察へ行って調書を見せてもらい、内容を写しただけです。双方の当事者から直接意見を求めるなんて、ほとんどやっていませんね」

また、今回の取材中に、ある損保関係者から驚くべき事例を耳にした。

大きさが六百円以上の分厚いもの。規定が変わるたびに差し替えが行われており、必ずしも最新版ではないが、「傷害」「後遺障害」「死亡」「死亡に至るまでの傷害による損害」「損害調査に関する業務処理」「社会保険等求償」「判決・和解・調停」など二十を超える項目に分かれている。

そこからさらに細かい事例へと分岐しながら、それぞれの事故の考え方、処理方法、保険金額の計算方法、書式、注意事項などが詳細に記されている。自算会の調査事務所では、このマニュアルに従って事故の調査・分析と判断を行っているのだ。たとえば、

「死亡による損害」のなかの「特殊事例の取り扱い」をひもとくと――

①内縁関係②嬰兒死亡③事故後に養子縁組をした④継親子⑤未認知の子⑥胎児の請求権⑦妊婦(被害者)・胎児ともに事故により死亡⑧遺族に行方不明者がいる⑨財産管理人からの請求⑩特別縁故者⑪遺族の一部の者に損害賠償して法第一五條請求を行ってきた⑫後遺障害による損害支払い後、被害者が死亡した⑬遺族が生命保険を受領している⑭重過失の減額がある⑮相続人及び被扶養者がいない

――と、十五項目もの事例にわたって、系図や計算式とともに保険金額の算出の仕方が説明されている。

ちなみに、②の「嬰兒死亡」の場合には、こう記されていた。

「妊婦が事故により早産し、その結果、嬰兒の生命力が滅び死亡した場合には、事故と嬰兒死亡との間に相当因果関係ありと認められるので、嬰兒について死亡事故として処理する。ただし、この場合は、医師から早産の嬰兒が事故のため生命力を滅び死亡した旨の証明書を必要とする……」

「傷害による損害」のなかには、「社会通念上必要かつ妥当な実費」と前置きしたうえで、損害費用として認められる項目が実に細かく並ぶ。

●輸血の謝礼―交通事故による入院



自算会が、保険金支払額を決めるときにマニュアルとして使っている内部文書の「損害調査関係規定集」

日本初!! 民間でDNA鑑定ができる

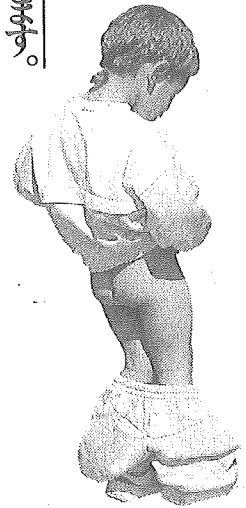
鑑定に要する日数はわずか1週間です
99%親子であることを証明できます。

貴方が、パパと断言

できますか?

誰にも知られずだ液で

DNA鑑定ができます。



米国の裁判所で、証拠書類として
とりあげられております。

DNA親子鑑定

IDENTIGENE U.S.A. AGENT
DNA GENE-JAPAN CO. LTD.

株式会社 ジーン・ジャパン

〒158 東京都世田谷区玉川2-24-24

TEL.03-3708-7089 FAX.03-3708-6999

資料請求、お問い合わせは、
☎0120 085-104

月～金 9:00～19:00

土日祝 9:00～15:00

「だれの目から見ても、明らかに死んだ被害者の一方的な過失で起きた追突事故で、自算会は『加害者無責』の、つまり正しい判断を下そうと準備していた。ところが、被害者の親族が有力者で、元請けの損保会社の上顧客だったため、なんとかしてくれということになったんです。結局、数日後、『有責』に変わり、死亡保険金が全額支払われました。このように簡単に調査書を書き換えることもあるんです。このケースは、結果的に死亡保険金を支払う方向にいったから、まだ救われますが、逆だったら悲惨ですよ」

自算会に「無責」の判断を下され、それを覆すために長い裁判を強いられる遺族も多い。

仙台市の佐々木健次弁護士は、追突事故で死亡したトラック運転手の遺族側の弁護人として四年半の裁判を闘っ

た(本誌94年12月2日号「統交通事故ホームズの事件簿③」参照)。この事故は、トラックが、側道から左折して国道に入ってきたミキサー車に真後ろから追突、はずみで対向車線に飛び出し、ガードレールに激突するということも。ミキサー車の運転手は無傷だったが、トラックの運転手は即死状態だった。

裁判闘争は双方の遺族にとって地獄

「ご主人の過労による居眠り運転が原因でしょう。自殺行為です」

病院で、亡くなった運転手の妻に警察官はそう言った。その言葉どおり、警察の事故捜査は「自殺的行為の単純追突」として進められ、自賠責も被害

者の過失が100%だったと判断、

「加害者無責」を理由に保険金は1円も支払われなかった。

しかし、遺族側が交通事故鑑定などを行った結果、側道から大回りをして左折してきたミキサー車が急な車線変更をして割り込んだため、トラックが追突を余儀なくされた状況が明らかになった。そして、「加害者〇〇被害者一〇〇」だった過失割合が「加害者三五〇被害者六五」になる判決を勝ち取り、結果的に被害者の過失が七〇%を下回ったことで、遺族に自賠責の死亡保険金が全額支払われることになったのだ。

裁判の支援者のなかには、トラック運転手の過失はもっと下がってもいいという声も多かった。しかし、運転手の妻は控訴をやめた。実はミキサー車の運転手もすでに病死しており、双方の妻たちにとって裁判はつらいものに

なっていた。佐々木弁護士は語る。「すべてのトラブルは、自算会が一〇〇対〇という判断を下したことから始まりました。トラックは、幹線道路に突然出てきたミキサー車の動きに幻惑されて追突を余儀なくされたわけですが、自算会は『追突』という一事をもつてのみ形式的に『無責』の結論を出しました。また、判決では自算会の判断の誤りが認められたのに、何のペナルティーもありません。裁判になる前から、鑑定書まで添えて異議申し立てを繰り返していたのですから、もっと誠意をもってこたえてほしかった」

実は死亡事故の問題より、圧倒的に多いのは後遺症の等級認定をめぐるトラブルだ。多くの人が自賠責の厳しすぎる認定に苦しんでいる。今回はその問題を追及したい。